

高知県行政不服審査会の法的な位置づけ及び役割等について

1. 法的根拠及び性格（執行機関の付属機関としての諮問機関）

・法第43条第1項

「審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、・・審査庁が地方公共団体の長である場合にあつては第81条第1項又は第2項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。」

・法第81条第1項

「地方公共団体に、執行機関の付属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。」

・法第81条第4項

「前3項に定めるもののほか、第1項・・の機関の組織及び運営に必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定める。」→高知県行政不服審査会条例の制定

2. 諮問機関（第三者機関）としての役割

- ・審査庁（知事）から諮問を受けて調査審議を行う第三者機関として審査庁の審査請求に対する裁決の客観性・公正性を確保するために、第三者の立場から、次の2点を審査（チェック）する。
 - ①審理員が行った審理手続の適正性
 - ②法令解釈を含め、審査庁である知事の判断の妥当性（適法性だけでなく妥当性も）

3. 審査会の審査の対象となる処分・不作為（審査庁が裁決を行う審査請求の対象となる処分・不作為）

（対象外）

- ①教育委員会など委員会関係の処分・不作為は対象外
 - ・法第43条第1項「審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、・・審査庁が地方公共団体の長である場合にあつては第81条第1項又は第2項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。」
 - ・法第4条では、処分庁に上級行政庁がない場合には、当該処分庁が審査庁となり、それ以外の場合は、当該処分庁の最上級行政庁が審査庁となるとされているが、教育委員会などの委員会は独立して権限を行使しているため、知事は委員会の最上級行政庁とはならないので、知事は委員会の行った処分の審査庁とならない。
- ②高知県情報公開条例・個人情報保護条例に基づく処分・不作為は対象外
 - ・法第9条1項但書「（審理員の指名について）・・条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合・・は、この限りではない。」

(対象)

- ①知事等（出先機関長を含む）の処分・不作為
法第4条第1号：処分庁に上級行政庁がない場合は処分庁が審査庁
第4号：当該処分庁の最上級行政庁が審査庁
- ②法定受託事務に係る市町村長その他の市町村の執行機関等の処分・不作為（地方自治法第255の2第1項第2号）
- ③市町村長がした過料の処分（地方自治法第255条の3第2項）

4. 審査会の具体的な権限(法第81条第3項による準用)

(1) 調査権限(法第74条)

- ①審査関係人（審査請求人・参加人・審査庁※処分庁は除外）に対し、その主張を記載した書面（主張書面）又は資料の提出要求
- ②参考人の陳述や鑑定を要求
- ③その他必要な調査
 - ・処分庁及び審理員に対する調査
 - ・関係機関に資料の作成・提出、意見の開陳、説明を求めること

(2) 審査関係人からの申立てに対する口頭意見陳述の付与(法第75条第1項)

- ※審理員の段階と違い対審的なものは想定していない。また、審査請求人への質問権の付与もない
- ・補佐人出席の許可（法第75条2項）

(3) 審査関係人からの主張書面及び資料の提出期間の定め(法第76条) →書記の専決

(4) 法第74条の調査又は第75条の意見聴取のための委員の指名(法第77条)

(5) 審査関係人からの提出資料等の閲覧等請求への応答(拒否には正当な理由が必要)(法第78条1項後段)

- ・主張書面・資料の提出者への閲覧等に対する意見の聴取(法第78条第2項)
- ・閲覧の日時、場所の指定(法第78条第3項) →書記の専決
- ・手数料の減免(法第78条第5項) →書記の専決

5. 審査に当たっての考え方

・簡易迅速な救済の要請から「書面審理」が中心

審査庁から諮問に際して、提出された諮問書及び添付書類(審理員意見書、事件記録(審査請求書、弁明書、反論書等))に基づく書面審理が中心。

・書面審理の補完として

- ①法第74条の委員会の調査権限による調査
- ②法第75条の審査関係人からの申立てに基づく口頭意見陳述
- ③法第76条の審査関係人からの主張書面又は資料の提出

6. 審査の範囲

- ・審査庁の判断の妥当性について審査するものであり、違法性だけでなく、不当性についても審査することが可能。